

令和6年

農林業近代化施設の石綿含有分析調査結果に関する説明会
議事録

令和6年10月19日 開会
令和6年10月19日 閉会

利根町農業政策課

令和6年
農林業近代化施設の石綿含有分析調査結果に関する説明会

令和6年10月19日 午前10時30分開会

1. 住民参加者	23名
1. 説明事業者	株式会社MCエバテック 2名
1. 出席職員	
	総務課長 中村寛之
	農業政策課長 飯島弘
	農業政策課長補佐 荒井裕二
	農業政策課主査 蛭原勇斗

※発言の不明瞭な部分については、★で表記しております。

令和6年10月19日（土曜日）
午前10時30分開会

○農政課（荒井） それでは定刻でございますので、農林業近代化施設のアスベスト検査結果の説明会を始めたいと思います。

初めに農業政策課長の飯島より御挨拶を申し上げます。

○農政課（飯島） 本日はお忙しい中、農林業近代化施設の石綿含有分析調査結果に関する説明会に御参加いただき、ありがとうございます。

農業政策課の飯島と申します。

どうぞよろしく申し上げます。

初めに当該施設につきましては、きくらげ栽培施設として利活用していきたいという計画で住民の皆様説明会を開催させていただきました。

しかし、利活用事業者から辞退届が提出され、現在、利活用につきましては中止となっております。

住民の皆様には当該施設の施設管理、石綿に関しまして、不安な思い、また御迷惑をおかけしましたこと、大変申し訳ございませんでした。

本日、御説明させていただきます。

石綿含有分析調査結果につきましては石綿含有事前調査により特定された39か所と、当該施設の敷地内及び敷地周辺に仕業が飛散していないかを調査する気中測定も実施させていただきました。

調査結果につきましては、調査、分析などを行っていただきました。

株式会社MCエバテックさんから説明させていただきます。

御説明の後には石綿分析調査結果に関する御質問を受けたいと考えております。

以上のようなスケジュールで、本日の説明会を進めさせていただきたいと考えております。

本日はお忙しい中説明会に御参加いただき、ありがとうございます。

○農政課（荒井） ここでですね、私どものほうの御紹介をさせていただきます。

○総務課（中村） 総務課長の中村です。どうぞよろしくお願いたします。

○農政課（飯島） 農業政策課の飯島です。どうぞよろしくお願いたします。

○農政課（荒井） 進行を務めます農業政策課の荒井と言います。よろしくお願いたします。

それでは早速ですが今回アスベスト検査を行っていただきましたMCエバテックさんより御説明のほう、お願いたしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○エバテック（中原） ただいま御紹介にあずかりました、今回測定分析のほうを行わせていただきました株

式会社 MC エバテックつくば分析センターの、私、フィールド技術グループの中原と申します。
よろしくお願ひいたします。

○エバテック（島田） 同じくですね MC エバテックの分析技術グループの島田といいます。
よろしくお願ひいたします。

○エバテック（中原） 大変申し訳ありませんが、着座のほうで御説明させていただきます。
まずですね、今回石綿ということで測定する分析のほうさしていただいたんですが、ちょっと正式には「いしわた」と言うんですけども、「せきめん」または「アスベスト」、どちらでも皆様、大丈夫です。
私どものほう石綿「せきめん」っていう言い方のほうが、結構しっくりきてやっていますんで申し訳ないんですけども、本来なら「いしわた」でやらなきゃいけないところ、「せきめん」で話をさせていただきます。
今回ですね、先ほど御説明があったようにですね、農林業近代化施設建屋の事前調査、それからこの事前調査の結果の各建材の分析ですね、含有率の調査、それと気中濃度をですね、各敷地境界、東西南北敷地境界の気中濃度の測定という、大きくこの三つのことをさしていただいたので、その説明をさせていただきます。
資料が手元にございますと思いますが、そちらのほう、資料1から順番に説明させていただきます。
まず資料1につきましては、これは気中濃度の測定の調査結果となっております。

資料1の2ページ目を見ていただきますと測定場所ということで、敷地境界の東西南北、この4点で、気中のほうを測定させていただいております。

次の3ページ目に概略図ということで建屋の地図が載ってまして、この赤印ですね、の東西南北。
このような視点で気中濃度を測定させていただいております。

気中濃度測定の方法としましては、ろ紙ですね、ろ紙、その場所のですね、空気を、4時間、10リッターを4時間で2400リッター、空気を吸引させていただきますしてそこに、ろ紙に付着したのに対して、顕微鏡で、付着物のカウントをさしていただくというふうな様式になっております。

実際にどのような分析かというところは島田のほうから御説明させていただきます。

○エバテック（島田） はい。今ですね、サンプリングっていうところなんですけど、ろ紙をですね、捕集されたものをですね分析室に持ち帰って、4番の測定方法及び試料採取方法の中段のところですね、分析方法としては、係数法という、ところですね、位相差顕微鏡っていうものを使いまして、数をカウントしていく手法にて分析しております。

顕微鏡の視野面積は0.0707ミリ平方メートルですね、計測視野数50視野、そこでの数をカウントしております。

得られた結果が5番のところに書いてあります測定結果ですね、農林業近代化施設敷地境界って書いてあります。

東西南北ですね、4点目の分析結果が1番右のほうですね。

石綿粉じん濃度を1リッター当たりの本ということで単位が示されていますけども全て0.3未満という結果になっております。

この0.3未満がどういったものかっていうところは6番ですね、石綿の規制値っていうところを比較できるかと思ひますけども、大気汚染防止法の規制基準でいきましたも10本、1リッター当たり10本っていうところなんで、それから比べると随分低い数字だったという結果が得られております。

一応、本ですね石綿粉じん濃度の気中濃度測定ですね、一応0.3未満というところで全ての結果が終わっております。以上です。

○エバテック（中原） そうしましたら、気中濃度の説明は以上となります。

続きまして、資料2のほうになりますけども、こちら建屋のほうの事前調査という形になります。

建屋の中で、まず書面調査という形で、建屋を建てられるときに、どういう部材が使われてるかというところを書面で見さしていただいて、そちらの書面とですね、実際に現場のほうに赴かせていただいて、書面通りの部材がちゃんと使われてるか、まずその部材に、石綿が含有しているかどうかを目視で確認するというような事前の調査になります。

やはりちょっと建屋が古いということもあって書面のほうがですね、こういう部材が使われてますというところまでは書いてあったんですが、細かい部材のナンバーとかそのあたりは分かりませんでしたので、現地のほうで、その辺の確認をしながらということでやらさせていただきました。

資料2のほうですね、の2ページ目とですね3ページ目が結果となるのですが、ちょっと細かくて申し訳ないんですが、全部で43か所のほう確認させていただいております。

図面で言いますと、次の4、5ページ目、のところになります。

まず、どういったことになるかといいますと、例えば、2ページ目のナンバー1というのがですね、栽培棟1階の事務所休憩室更衣室の中の床というところがどういった部材で出来てるか、どういった部材が使われてるかということで、ここは塩化ビニル製のタイルが使われておりましたということです。

ここで書面でも見て、実地のほうでもこちらの方が使われていた、ただしこの中に本当に石綿が含まれてるかどうかというのはちょっと書類とか、情報だけでは分からなかったのが最後1番右端のほうに、石綿の有無というところのあり・なし・みなしありのところの、不明という形でさしていただいています。これは分析してみないと、ここに本当に石綿が含まれてるかどうか分からないという意味合いです。これを随時各場所ずつですね、4ページにあるように図面の中で、この番号が振られているところを順番に見ていって、ここに本当にあるかどうか、その部材がというのを目視で確認していくという作業になります。結果としては、43か所分ですね、栽培棟のですね、屋外の堆積場と温度調整室、機械格納室を調べさせていただいて43か所で39か所が不明ということになりました。残り4か所は、3ページ目のですね下のほうなんですけども、39番ですね。のところが波形の石綿スレート板ということで、こちらのほうはもうみなしとして有、という形にしております。これ分析せずとも、もうみなしとして入ってるというふうに判断するということです。41番も同じくそうです。それとですね、42番とですね、44番なんですけども、こちらは塩化ビニール製のものであったのでこちらは塩化ビニール製は石綿の方は含有はしておりませんので、これは無しというふうに判断しております。この4点に関しては、みなし有とみなし無しということで分析の必要はないということで、残り39か所に関して、分析しないと石綿があるかどうか分からないというような判断をさせていただきました。資料に関しては、こういう形になります。続きまして先ほど言った39か所の分析ということに関しまして、また島田のほうからお話しさせていただきます。

○エパテック（島田） その続きが資料3になります。不明だった39か所に対する石綿の分析結果報告書になります。

2ページ目ですね。4分析実施者一覧、今回の分析に当たってJIS Aの1481-1、偏光顕微鏡による定性分析、要は部材に対してですね、有るか無いかという分析、そちらのほうやらさせていただきました。

それを定性分析というふうに呼んでおります。

一応資格者ですね、うちのほうで2名おまして、一般社団法人日本環境測定分析協会の建材定性分析エキスパートという資格、それと、公益社団法人日本作業環境測定協会のAランクの認定をいただいた方でやっております。

定量分析までは今回やっておりませんので、このJIS Aの1481-1、定性分析のほうで内容を説明させていただきます。

5番ですね、分析結果というところで、一応39か所の結果のほうが上がっております。

不検出というふうなところ、推定石綿質量率ですね、書いてあるところは出てなかったですっていう結果になってます。

5-50%って書いてるのが、有りましたっていう回答になります。

ここでいきますと資料ナンバー8ですね、栽培棟出荷調整室、腰壁の1、括弧して、ケイ酸カルシウム板第1種ですね。こちらのほうで含有していたという結果になります。

ケイカル板と通常呼ばれているものです。

それと12番ですね、栽培棟便所腰壁、①、このケイカル板の第1種で検出されております。

次のページ24番ですね、栽培棟通路の腰壁②、これも同じくケイカル板の第1種、それと31番ですね、栽培棟機械室腰壁ケイカル板の第1種っていうところで、この39か所に対しては、やはりケイカル板の第1種っていうところで、クリソタイルアモサイトっていう、石綿が検出された結果になっております。39か所中4か所ですね、が検出されたということになりました。

資料の4ページ、石綿の分析手順を図示してあります。JIS Aの1481-1ですね。

ページでいうと上半分が今回の測定になります。JIS A 1481-1による定性分析っていうふうに書いてあるところですよ。

試料はですね、最初前処理を行います。研削したり、加熱したり粉碎したりして、実体顕微鏡による検体をつくります。

実際にはですね、実体顕微鏡による観察ですね、石綿があれば繊維質が露出してますので、そちらのほう観察していくと。

今さっきですね、クリソタイルとアモサイトっていうのが検出されたかと思うんですけども、そちらの形とか色とかもこちらで大体の予測を立てます。

繊維質がある場合ですね偏光顕微鏡の標本を作製いたします。ない場合もですね無作為に分取した6標本の作製をいたします。標本を作製しましたらですね偏光顕微鏡によるアスベストの同定を行います。

さっき話しました色とか確認するっていうところと、実際に種類もですね、特定するために薬品を使って、同定させます。

アスベストの種類によってですね、光の屈折が変わりまして、色がちょっと変化していく、または変化していないものもありまして、今回の検体に関しては、クリソタイルとアモサイトが特定出来たという内容になっております。

それと最後のページですかね。9 ページ目。

実質今回は、数字が検出されたっていうところになったかと思うんですけども、ケイカル板第1種っていう物がどういうものかに関して、資料がまとめております。

石綿含有建材のレベル分類というところでレベル1からレベル2、レベル3というふうに書いてありまして、レベル1がリスクが高いほうとなっております。

今回はリスクレベル3、リスクが低いっていうところになるんですけど、これのケイ酸カルシウム板第1種っていうところ、ちょうど赤で囲ってあると思いますけども、そういったものには石綿が含まれているっていうふうに言われてますんで、今回の分析結果からも、妥当な結果が得られたのではなかろうかと思っております。それと下のほうにですね写真つきで載ってますけれども、ケイカル板第1種というのは、特にですね、物自体は、物体なんで固定されて、通常時のリスクはないんですけども、やはり今破砕するときですね。

そういったときにリスクがあるっていうところにはなる建材ということになっております。

一応今回の測定報告に関しては以上となります。

○農政課（荒井） はい、ありがとうございました。

ここでアスベスト検査における質疑応答とさせていただきますので御質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

またマイクを持ちますので、質疑をする際は、お名前を名乗ってから質疑の発言をお願いいたします。

どなたか御質問、御質疑ある方いらっしゃいますか。

○参加者（A） もえぎ野台に住んでいますAと申します。最初の検査の報告で、東西南北、空気中の、空気中の測定結果が、1番目の資料の5番に書いてありますよね。

そこで、一つの質問は、2枚目の地図を見ますと、建屋の外で測定をしていますね、東西南北。

建屋の中、初めの計画ではそこで、業者が稼働をするような話を聞いてましたのですね。

やはり、空気中に飛散するものっていうのは、外だけでなく、建物の中の飛散の数値をね、ちょっと知りたかったなというふうに思っております。

あともう一つは、先ほどの石綿粉じん濃度は、4か所とも0.3未満だというふうに書かれていますね。

それで下の石綿の規制値と比較すると、随分低い数値だっているふうにおっしゃってましたよね。

その辺のね、数字の比較というのは、私達ホント素人ですからね、分からないんですよ。

0.3未満でもあることはあったんだっていうふうに、飛散があったんだったんだっていうふうに、捉えてよろしいんですよ。

その二つのこと、今お聞きしたいと思います。

○農政課（荒井） はい、ありがとうございます。

まず1点目のほうの、外ではなくて中っていう話なんですけど、この気中測定というのは、住民の皆様の不安を取り込む除くために行っておりまして、建屋の中は対象外というふうにさせていただいたところでございます。

2番目の御質問には、エバテックさんのほうからお願いします。

○エバテック（中原） でしたら、0.3未満が飛散があったかどうかということなんですけども、正直申しまして、例えばこの外でもし測ったとしてもですね、飛散が全くないと言われてれば、ある可能性もあります。普通の空気中にでも若干はカウントされることもあります。

ゼロのことも当然あるんですけども、今回測定では4時間という形でこれはJISで決まっているやり方あるんです。

このマニュアルで決まってるやり方なんですけども、4時間という、範囲内で、そこでさしていただいたので0.3未満という形になってます。

もっと長い時間やればカウントすることも当然ありますし、飛散が全くないと言われるとそういうことはありません。

ただ、これは、この建屋だからとかそういうレベルの話じゃなくて、どこで測ってもその可能性があるぐらいのレベルだとお考えいただいたらいいかと思えます。

これでよろしいですか。大丈夫ですか。

○農政課（荒井） よろしいですか

○参加者（A） これでよろしいですか「はい」とはちょっと言えないですよ。

色々私たち住民がね、不安に思って何か月も色々不安を感じて今日になってますのでね、そして、調査した日が9月11日というふうに書いてありますよね。

もうそれの前に、色々建物の中の物を片づけてしまったりね、あの状態が35年間ずっとあった状態とは違うような状態に、9月11日にはなってたんじゃないかと思えますので、果たして私たちは心配したようなね、ことは、この数値でねえ、明確になってるかっていうことはちょっと判断しかねるので、「わかりましたか」

「はい」とはね、ちょっと申し上げられません。

4時間しか計測してないってことですし、やはり暮らしていくってことやっぱり何年もね、暮らしていくわけですからねそういうところで、積み重なって行って、不安になるっていうことはありますものね。

はいとはちょっと言えないですけども。

○農政課（荒井） すみません。今、エバテックさんが申し上げたのは、その数値の説明であって、その数値の説明は、御理解いただけましたかっていうことだったと思うんで。

○参加者（A） ここでもう一度確認しますが、0.3未満ってというのは、この建屋の濃度だけではなくて、この全体的な日本のね、こういう環境の中であつたら、普通の当たり前の数字であるっていうふうに、業者さんは言ったっていうふうに、そういうふうに捉えてよろしいんですか。

○エバテック（中原） はい。一般的に外で測った一般的なレベルと何ら変わらないという判断で間違いございません。

○農政課（荒井） ほかに御質疑…

○参加者（B） もえぎ野台のBと申します。

先ほどの件、ちょっと続きで僕の方からも聞きたいんですけど、これ多分、特定粉じん施設の環境測定基準に基づいて、測りましたってだけなんですよね。単にそういうことですよね。

そんな中でね。先ほどの方の心配だって話なんだけど、この結果を踏まえて、我々はどう評価をすればいいのかっていう、そういう話だと思うんですよ。

これをもって安心しろっていう、そういうことなんですかね。

これは、農政課のほうだと思うんだけど。

○農政課（荒井） 安心しろとかそういうことではなくて、あくまで今回、分析した結果の説明をさせていただいております。

○参加者（B） はい、分かりました。そういうことですね。この件や僕らも素人ながら調べているわけですよいろんな情報でね。

単に測定、要するに9月11日時点で、そこの場所の気中に濃度があるのかないのかっていうのを測定しただけで、過去の飛散の有無ですとか、将来の飛散の可能性だとかを、危険性をね、検出するものではない。だと思ってるわけで、言えるのは9月11日の時点で、そこの空気に、アスベストが飛散してませんでしたっていうだけの話なんだよね。

私はそういうことを分かっているながら言っているんだけど、こんな説明会で結果を聞くまでもなく、この結果は分かりきってました。はっきり言って。

検査会社の意見も聞きたいんだけど、この気中測定っていうのは、何か意味があると思ってやってるんでしょうか。

頼まれたらやりましたってだけだと思うんだけど、その点はどうです。

○エバテック（中原） 正直、頼まれたからやりますってのは間違いありません。

そこは間違いありませんけど、私どもはもう、この日の、この結果を出すということが仕事になっておりますので、意味がないという形は、逆に、お客様のほうで判断していただくということになります。

○参加者（B） はい。ありがとうございます。

それはそうですね、その理屈は分かります。

この調査をやるっていう話は、議会の中継でもね、流れてたんで、我々もつかんでるわけで、ちょっと調べてみると、この調査をやることになったきっかけっていうのが茨城県の県南県民センター、環境保安課、ていう担当者が我々とも情報交換当時してましたので、その方から提案された利根町の農政課へ提案されたことだということが調査をやりますよっていう、町が公表した7月の前の段階からね、つかんでました。

で、我々としては、この調査の意味するところについてね、本当に意味があるのかっていうことで、県南センターにも問合せを何度もしてます。

この担当者から文書で回答もらってます。ちょっと読み上げますね。

環境測定についてですが、住民の皆さんが、石綿建材の含まれているだろう、建築物からの石綿の飛散が心配ということから、環境測定を提案させていただきました。

今の状態で測定しても出てこないということは素人でも想像出来ます。とおっしゃっていらっしゃいますが、私も検出されないと思います。

という回答なんですよ。

それで良いんでしょうかっていう最後にね。

それでいいじゃないかと、納得してくれよっていう意味合いだと思うんだけどそういう文面だったんですね。県としてもね、こういう回答に非常に残念だけど、利根町自体、我々住民をとことん馬鹿にしてんじゃないかって思うんだけど。どうですか。こんな結果で。

○農政課（荒井） 今、Bさんおっしゃられた、町民を馬鹿にしているというような思いは一切ございません。

○参加者（B） いや、だから、住民を納得してもらうには、過去の飛散があったのかどうか、これからもありません。

そういうことを言わないと納得出来ないんだよねっていう、先ほどの方と同じ意見ですよそれは。

○農政課（荒井） 今、Bさんおっしゃったように過去の方はもう戻りませんから、ちょっと過去のことはちょっと何も言えないんですが、これからのことということで申し上げますと、検出された部材がありますよね。それが破壊されたりとかしない限りは飛ばないということで、業者さんがおっしゃっていただいたので、今現時点では飛んでない。

今後のことは、壊したりすれば飛びますよということでございます。

○参加者（B） 答えになってないんだけど、現時点で我々住民としてはこの結果がどうのこうの評価する評価に値するのではなくて、納得できるようなものではないということで、町のほうも認識していただければいいと思います。

ちょっといっぱい質問あるんで、ちょっと皆さんもね質問する機会があれば、なるべくとっていただきたいと思うんですが、私、言いたいこと先言っちゃいますけど、まずこの今日配られた3部の資料って、ホームページに既に公表されているものと同じですよ。

全く同じものですよ。何か直したりはしてませんよね。

さっきのケイカル板の種別は、ホームページにはなかったんだけど、書いてある内容は同じものなのか、書き直したりしてないのかという、一応の確認です。

○農政課（荒井） はい。書き直しはございません。

○参加者（B） ホームページね、8月2日と8月16日に、事前調査の結果報告書がされてるんですよ。

8月2日にアップされてるの16日に、もう1回更新されてるんで、これは何か調べて調べたけど、見る限り、同じものだと思うんだけど、なんでっていう単純な疑問ですこれは。

いや何か修正があったのかどうかをそこだけなんですけど。

○農政課（荒井） すみません。ホームページのほう直したという話なんですけど、書類上直したのではなくて、ホームページの文言を直したりしたので、更新が2日に渡ってます。

○参加者（B） 文言とは。

○農政課（荒井） 文言とは、いろいろ近代化施設のことをホームページにアップしてますので、そこで文言ちょっとここ直したほうがいいのかっていうのは当時あったのかな、ちょっと、軽微なことであまりはっきりは覚えてないんですが、あくまで添付資料をいじったりはしてありません。

○参加者（B） はい、じゃあいいです。この件は。中身のほうを質問させていただきます。

定性分析でアモサイトの質量分率っていうんですか、5から50%っていう、レンジが広い測定結果になってるんだけど、これはどのように判断すればいいんですかっていう話と、報告書の中には分析のフローが提示されてますよね。

どのルートをとってるんだか分からない、ということとさっきちらっと定量分析はやってないっていうんだけどフローは定量分析やることになってますよね。

これはどういうことなんだ。そもそもアモサイトって茶石綿といわれるやつだと思うんですけど、これもねいろいろ調べてみると、クリソタイルより、格段に健康へのリスクが高いというふうにされてまして、クリソタイルは2006年9月をもって全面禁止ってなったけど、アモサイトはそれよりはるか前に、世界的に、製造、使用、それから輸入これが全面禁止になってると思うんですよ。

2000年以前のことだと思うんだけど、そういうこと、それはね健康へのリスクがクリソタイルよりはるかに高いことが原因だと思うんだけど、話は戻って、5から50%っていうレンジが広いのはどういう判断をすればいいのかっていうことをお聞きしたいと思います。

○エパテック（島田） 今回の5から50に関しては、単純にあるなしっていうのをですね、量的にあらわした、目視での数字、大体このぐらい入ってるだろうっていう、定性分析結果でございませぬ。

それと2点目の質問が、フローがちょっと分かりづらいついていうところなんですけれども、今回あるなしの判定をしますんで、-1のほうですねJIS A1481-1、それでの定性分析で、もう判別可能ということになってますので、このフローでいうと上半分というところのフローになってます。

実際、含有量の量までですね細かく調べてもあんまり意味がないっていうことにもなりますので、今回はその

結果で、分析結果のほうをつくらせていただいております。

それとクリソタイルと、アモサイトの件に関してはやはり今の建材ですね。第1種のほうですねケイカル板の、それは比較的今でも多く残ってるのがありまして製造時期が大体1960年から2004年の間で製造されたものでして、そういったものにまだ含まれてる場合も多いっていう状況でございます。

○参加者 (B) 心配なのは健康被害がね、いわゆる、2006年までは、どんな建物を、いわゆる一般住宅にも含まれている可能性が高いクリソタイルってのがあるんだけど、アモサイトってあんまり見かけないと思うんですね。

これの濃度が5から50っていうね広いレンジの中で、なおかつ健康のリスクがね数段高い。

要するに中皮腫や肺炎になる可能性がクリソタイルより数倍高いっていうそういう鉱物であって、その部分はどうしてフローが提示されていて、このルートで検査をしますって言うているにもかかわらず、途中でやめてっていう意味がないっていう話ありましたが、意味がないっていうのは、我々が決めることであって、行政側が決めるんじゃないところ、どうなんですか。

○エバテック (中原) 今回含有量の検査は事前調査の中での一環であります。

この事前調査をするのはですね、解体と改修工事にあって、石綿が含まれている場合は、このような処理方法で処理してくださいというような話になっておりますので、含まれてるか含まれてないかを出すための試験になっておりますのでここまではやっております。

例えば、含有率が低くてですね、0.1%以上で石綿含有ということになるんですけども、その辺りギリギリのところだと、定量までして本当に0.1%以上か以下かっていうのを出すために定量しますのでこのフロー、定量まで入っているということが実際です。

先ほどおっしゃったように当然茶石綿ですねアモサイトが、健康障害、クリソタイルより高いというのは、そのとおりでして、そこを今回の測定で測るという意図ではなかったのやってないんですけども、そういう意図でやるのであれば、また当然、この先の分析もさしていただくことではやぶさかではないということです。

○参加者 (B) やってない検査のね、どうのこうのって今言ってもしょうがないんで、これ以上言いませんけどさっきの気中測定と一緒にね、我々は健康被害があるのかないのかその恐れる度合いはどの程度なのかっていうのが知りたいわけで、あるかないかの判別ってのは法的に定められた話だけですから、我々が求めているのはこういうことではないんだよっていうことだけ、お伝えしておきますよ。

これ行政のね。住民に対する思いはどうなのかっていう、我々がどう評価するかっていうのは、ここは聞いていただいた人はよく分かると思うんですけど、そんなレベルで住民に対して考えてるんだっていうのはよく分かりました。

細かい話なんだけど、さっき5から50という計数。

あるかないかを判別しただけなんだけど、ケイカル板には入っていましたよという話でしたよね。

1種と2種があると思うんだけど、ケイカル板には。これの1種と断定した理由っていうか根拠は何だったって話と、これ、事前調査のときに、事前調査現場調査のね、2次調査をやった方、それから検体採取、本チャンの分析検査で検体採取で採取した人っていうのは同一人物、ということでもいいんですか。

○エバテック (中原) 現場採取、事前調査と現場採取は同一ですけども、分析は別の者になります。

○参加者 (B) ケイカル板1種2種を判定した根拠っていうのは、見れば分かるって話ですか。

○エバテック (中原) 見れば分かるというか、その物の大きさとかですね、厚さ、その辺り如何で判断しております。

○参加者 (B) その判断基準が正確に、これには載ってないけどあるってことですね。

ここには単に一種っていうふうにしただけ書いてないんですけど。

○エバテック (中原) はい、あります。

○参加者 (B) はい、分かりました。

この検査はねあくまで、検査した結果、MCエバテックさんでしたっけ、がやられた検査をそのまま住民にそのまま開示したっていうだけの話、でですね、我々とすれば、これって検査対象がどこから採ったものだったっていうことだけしかこれの資料には書いてないわけですよ。

このアスベストを含む建材がどの部分にわたって使われるのかっていう、表示というか説明とか、今まで一切ないんですけど、やっぱりこういうふうに住民説明会で説明するに当たってはね、この部分で採って、この部分の建材は検出されましたっていうのはそれはそれは分かるんですけど、この部分の建材はどこに使われ使われてるものですよっていうそういう提示はないんですね。

利根町は単に検査結果をスルーパスして、なおかつ検査会社に説明だけすればいいと思っているってことですか。

言ってる意味分かります。

○農政課 (飯島) 以前にもそうですけれども御説明したときに、私たちのほうでちょっと勉強不足な部分が

ございまして、皆様にきちんとお答えできることが出来ませんでしたので、今回は、MC エバテックさんをお願いして、御説明していただいているところでございます。

○参加者 (B) ちょっと答えになってないんですけど、アスベスト含有建材がどの範囲で使われてるっていうのは、この後、提示されるということでもいいですね。

これ検査会社の仕事じゃないよ、きっと。

○農政課 (荒井) ちょっと回答になるか分からないんですけども、番号で図示されてると思うんですね。その24番ですとか31番、そういったところに使われているものでございます。

○参加者 (B) だからそれは言ってるじゃないですか。

それは分かるんですけど、どっからどこまで検体が、分析したら入ってますよっていうのは分かるんです。この建材は、要するにケイカル板はどこの範囲にあるんだということは提示しないんですかっていうことを言ってるんですよ。

○農政課 (荒井) そうしたらですね、今ちょっと図面が手元にございませんで、後日回答ということでもよろしいでしょうか。

○参加者 (B) どのように回答するんですか。ホームページで公開するんですか。

○農政課 (荒井) 使われてる部分ですね、写真を撮ってですね、ホームページのほうに掲載したいと思えます。

○参加者 (B) いや写真じゃなくて、この施設の建物のどこの部分に使われてるのかっていうのは、全体像が分からなければ、規模感も分からないわけですよ、これ。

それを言ってるんです。

○農政課 (荒井) ちょっとお時間いただきまして、すみません。

物差しを、ちょっと写真の中に収めてですね、それで写真を撮ってホームページのほうにアップさせていただきます。

○参加者 (B) 納得できるまで追及させていただきますよ、これは。

要はですねえ、もっと言っちゃうと、事前調査でみなしありとされている、事前調査番号で言うと39番41番、石綿スレート板。これも同様なんでね。

それともう一つ言うと、事前調査で事前調査対象にもなってない部位があると思うんです。

屋根ってどうなってんのこれ。

屋根もありってことでいいですか。ないんですか、あるんですか。それすら、今日説明なかったんですよ。要するに何が言いたいかという、ちょっとうがった見方で言っちゃうけど、いや、今日の結果はケイカル板に入りましたと、それはここの部分だけですよっていうふうに、そういう説明をしてこれだけの量がねアスベスト含有建材が使われるのに、その範囲を矮小化しているようにしか聞こえないんだよ。

検査会社には申し訳ないけれども、屋根はどうなんですか。

3棟ありますよね、建物。スレート板じゃないのあれ。

○エバテック (中原) 屋根のほうは改修工事が無いとお聞きしてたので見ておりません。

だから、先ほど言いましたように今回この事前調査は、改修工事がある場所の処理をどういうふうにするか石綿が入ったときの、そういう調査なので、屋根を改修工事しないというのも、最初からお聞きしてたので調査しておりません。

○参加者 (B) 素人が見ても石綿スレート板ですよ、屋根は。

そうすると入ってるんじゃないんですか。

いや、この説明っていうのは冒頭、農政課長の説明があったように、住民の不安を払拭するために説明してるでしょう。

あるものがあるって説明する。

今後どうするっていう説明があるかどうか知らないけど、改修工事のあるなし関係ないですよ我々は。

○農政課 (飯島) ただいまの御質問ですけれども、私たちのほうではこういった形で分析をしていただいて、御説明してっていう形で皆さんにお知らせするっていうような形で、やっております。

Bさんが言うように、納得出来ないっていうお話ですけれども、私たちのほうでは申し訳ないですけどここまでしか出来ないというような状況でございます。

○参加者 (B) いやだって出来ないじゃないよ。

やればいいじゃない、やるのかないのか、まあ、石綿スレート板なんだろうから。

あれ、屋根にも入ってるって言ってください、この場で。それでさっきの話のとおり、どこの部分にね、どのエリアに、石綿含有建材が使ってるのかっていうのを明確に開示してください。

設計図に色を塗ってもいいし、設計図面の展開図に、マーカーで色つけてこの部分ですよという提示でもいいし、石綿含有建材が使われるという事実を矮小化しないでください。

○農政課（荒井） はい。事前調査で現地に行っていたいただいた MC エバテックさんの担当の方に屋根の件について、ちょっと確認したいところがあるので、確認してからホームページのほうにアップさせていただきます。

○参加者（B） 繰り返しますけど、アスベストが入ってるエリアってのを矮小化しないでください。

基本みんな素人なんだから分からないわけですよ。

あ、こんなもんか。っていう判断じゃないと思うんです。僕から見てもね。

少なくとも3棟ともさあ、アスベストあるんだよねえ、栽培棟の内装、ケイカル板だけじゃないんですよ、この施設は。ということをお伝えしております。

でね、また細かい話なっちゃうんですけど、事前調査の分析調査のね、ちょっと整合性を確認しときたいんだけど、先ほどの説明で事前調査で不明とされた39か所を分析に回しましたっていうふうに説明がありましたけど、ということは事前調査で39か所、1個1個がそのまま分析調査に回ったっていう認識をしてるんですけども、ちょっと食い違いがあるのがいくつかあって、例えば、分析結果のナンバー4番、発泡プラスチック断熱材っていうのが事前調査ではプラスターボードってなってるんだよね。

同じく9番。グラスウールだったものが発泡プラスチック断熱材となってるんです。

18番、プラスターボードが発泡プラスチック断熱材、31番、ベニヤ合板とVP、ベニヤ合板にペンキを塗ったものっていう扱いが、分析調査ではケイ酸カルシウム板の第1種だったんだけど、これが何で違うんですか。

○エバテック（中原） 事前調査は先ほど言ったように目視と書面上ということで、書面上のほうと目視で見て判断したんですけども、実際サンプリングを実際そのところ部材を採取させていただいて、持ち帰ったときにこちらの方であったという判断です。

場所は同じとこで採っています。

○参加者（B） まあ同じ所で採ったでしょうからそんなに簡単に間違えるわけではないっていうふうに思ってるんですが、先ほど採取者と検査者、事前調査の二次調査をやった人と検体採取した人が同一人物かっていう質問をしましたところ、違う人物だということですよ。

だからヒューマンエラーとかねケアレスミスとかあるのかもしれないかなというふうに、そういう前提で質問するんですけどね。

特にNo.9番は、事前調査の写真がこれ今日の資料にはついてませんが、ホームページには写真がついてるんだよね。

どう考えても発泡プラスチック断熱材には見えないんです。No.9の写真は。

でも、分析結果では、写真では要するにグラスウールって書いてあるので、まあそのとおりの写真で合ってるなって思ったんだけど、分析結果では、発泡プラスチック断熱材ってなってるんで、グラスウールと発泡プラスチック断熱材って、絶対間違いようがないんで、そこは今指摘した4つのうち一番気になったところで、どうなんですか。

もう一つ言うと、グラスウールかロックウールなんていうのは、なかなか判断はね、あんなに汚れた施設ですから、わかんないんで、万が一、ロックウールで石綿含んでいたら嫌だなと思うわけで、どうなんでしょうか。

○エバテック（中原） すみません。正直、今お答えできないので帰ってから御確認させていただくとしかはい。

○参加者（B） はい。じゃあそうしてください。

今回事前調査、40何か所もピックアップしてやっていただいたことに関してはね、ちゃんとやってくれたなって印象は持ってるんです僕はね、個人的にはね。

まあだけでも、そうであっても、やっぱりアスベストが残ってる残ってないの話の中でね、例えば隠蔽部なんていうのは、事前調査で把握出来ないし、工事が進行しないと把握出来ない部分って、あるかと思うんだけど、さっき言った、ケイカル板1種2種のね、差で、レベル2とレベル3って大きな違いがあるわけですよ。レベル3でも、我々心配は心配で変わらないんで、同じ話なんですけども、隠蔽部にはないと断言できるんですか。

事前調査でピックアップした中では、さっき屋根の話の回答でそこが対象じゃない、町から言われてないから、改修工事の対象じゃないからって話で、もの凄くガッカリしてるんだけど、結局、まだまだあるっていう可能性があるということでもいいですよ。

○エバテック（中原） そう、そうですね、ないとは言えないと思います。はい。

○参加者（B） 定量の中には耐火被覆、石綿吹きつけがあるかないかっていうのは、設計図上ではないから、事前調査をしてないっていうふうな選定の仕方だったら少し安心はできるんだけど、剥がしてみないとわかんないっていう話でいいですよ。

これは言い切れないってことですよ。まだまだ可能性としては十分ある。

○エバテック（中原） おっしゃるとおりです。

○参加者（B） ちょっと利根町の姿勢に関しての話になっちゃうんで、検査会社の人には申し訳ないんですけど、

まあこの分析結果を受けて、正式についていうか、僕は前からあるなっていうのは、想像も出来てるし分かったんだけど、住民に対して、アスベストを含んだ建材が使われる施設ですっていう話を、正式に住民に対して公表したっていう形になったと思うんです。今日をもってね。

これまでの利根町の対応にはね、十分反省点があると思うんですが、どのような認識をお持ちなのかっていうのをね、せっかくこういう場ですからちょっと答えていただきたい。

4月の段階で、石綿含有の恐れがあったにもかかわらず、また、県の指導があったにもかかわらず、4月にガレキの、散乱したガレキのね、撤去を強行しました。調べることなく強行しました。

石綿含有産業廃棄物として処理をしましたという説明をさんざんしておきながら、処理したボリューム的にもね、とても1㎡っていう量で処理出来たとは思えませんという話ですね、1㎡で処理しましたっていうことになってるけど、写真を見ればそんな量じゃないはずなんだよね。特に木くずとか廃プラスチック、分別して、これは入ってないものだと処理したっていうことが言いたいと思うんですけども、ケイカル板は写真を見てもわかるように、ぼろぼろに割られたり、自然に割れたのか誰か割ったのか知りませんが、割れた状態で散乱してたわけですよ4月の段階では。

要するに、割れると飛散するわけですよ。石綿自体がね。

石綿を含んだ粉じんもね、当時は相当舞ったと思うんですね。

で、木くずとか、廃プラスチック。本来石綿が含まれてない瓦礫類もね、相当量降りかかったと思います。

結果、木くずや廃プラをね、搬出した。

これはマニフェスト管理表による資料ですとね。

牛久とか龍ヶ崎とか、千葉県の白井市ですね。

こういう地域に、木くずとか廃プラ持ち込んで処理したわけで、要するにこの3都市にはアスベストを含んだケイカル板の粉じん、アスベストを含んだ粉じん、これをばらまいたことになります。利根町は。

こういう責任をどのようにとるつもりなんだろうかっていうのをお答えいただきたいと思います。

また、解体とか改修だとか…、ではないから4月の作業は、4月、5月の作業は清掃工事、清掃作業なので、ということですね、改修解体ではないって答弁しながら清掃作業中の写真を見れば、特定粉じん作業が必要なレベルとしか思えない。

清掃業者から資料もらって開示された写真も僕は持ってるんですけど、トラックのね、コンテナの後ろを開けて、スコップでぶん投げてやる方をしてるんだよね。

これ、どう考えてもアスベストを含んだ粉じんが舞ってることは明らかだと思うんです。

水でベトベトになってるわけでもないしね。

これ作業員に対しても、健康被害の可能性があると思うんです。

当時のね、そういう人たちにどういう責任をね、取るつもりなのか、これが2点目、そもそも産業廃棄物、アスベスト含んでようが含んでまいが、産業廃棄物の処理の過程ではね、やらなきゃいけないこと、利根町は排出事業者としての責任を持つてるわけで、これはあの県にも私聞かしていただきました。

事業によって、排出される産業廃棄物の責任は排出事業者にあると、要するに、元からあったごみですから、これケープレイクが排出事業者の責任を負うんじゃないで、利根町が責任を負うんです。

これは環境省や県にも直接聞いて、これは間違いないですっていう話はもらってます。

その責任をね、ケープレイクに転嫁してるわけです。

排出事業者の責任は。根本的な本来の責任は利根町にあるわけですけども、この罪を認めてちゃんと住民に、住民とか業者、それから様々混乱を巻き込んだ関係者に謝罪すべきだと思うんですけど、どうお考えでしょうか。

○農政課（飯島） はい。今、Bさんから言われた御意見、いろいろあります。

私たちのほうでもご迷惑おかけしたところでございますが、今、B様からいただきましたお話ですけど、こちら利根町が利根町立木に所有する農林業近代化施設に関する、請願に関する御質問かと思われま。現在、請願書は議会へ提出され、審査中でございます。

御回答につきましては申し訳ございませんが控えさせていただきますと思います。

○参加者（B） 我々、請願者の1人なんで、それでも結構ですけど、もしね、これ重大な法違反が、私のほうでリストアップして、県にも通知をするところなんですけど、6項目の法違反があるわけなんです。それと、そのほかにも疑いが4件あって、全部で10件、私はリストアップをさせていただいて、議会に報告させていただきました。その辺がああ、ちゃんと罪を認めて住民に、まあ県からはね、何か軽微な違反だから、嚴重注意でいいんじゃないかみたいなそういうアドバイスがあったみたいだけど、これ、県の責任じゃなくて、あなた方の責任ですから、県に良いと言われたからどうのこうのじゃなくて、あなた方がどう、この法違反に対して判断するかっていう話だと思うんです。ですので、議会のやり方によっては私のほうから、環境省や県のほうに告発状を提出させていただきますので、その辺よく理解しておいてください。

(「もういいですか。だいぶ経つから」と呼ぶ者あり)

○参加者 (C) 羽根野に住んでますCと申します。よろしくお願ひします。

今、前のご質問の方からたくさん専門的なお話をお聞きしました。なかなか我々は到底理解できないものもいっぱいあるんですけども、それなりにこの調査ね、不足してる部分、いろんな考え方とかっていうのを勉強してもらいました。やはりもっともって町の方からご説明あったように、住民の不安をなくすという一番目の観点から言えばですね。まだまだ不足なんじゃないかなというのを感じております。

それで一般的に、私なんかその素人で、ご説明を聞くとですね、平たく言えばですね、この今の設備の状態についてはね、ごくごく一般に、例えば我々が住んでるような、四、五十年経った、一般的な住宅は住まいとしてですね、存続してるような、管理がされてるんじゃないかなというようなことを、この報告の方向を持ってですね、農林業近代化設備の現状についてですね、認めてくれよというようなニュアンスでしか聞こえないんですね。

そもそもやっぱり近代化設備のですね、利活用の話からの発端で要はその改修工事について、あんな危険な状態になってるものをどうするんだろうと思いますかというような話からですね、こういう石綿の話までいって、この住民不安をなくそうという話をしてるわけですから、まずこの報告を受けてですね、町としてね、例えばこの設備の解体も含めて、運用をね、どう考えてるのか。

もう、この結果から1か月経ってますよね。

町も報告を受けてから1ケ月経ってるわけですから、この結果、単純に放置して、住民説明すればいいやということはないはずですね。

こういうものを、経てですね、町として、この設備自体をどうするのかということですね、今、どう考えているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○農政課 (飯島) はい。先ほども申しましたけれども、現在、町の議会のほうにですね、そちらのほうの経過を注視しまして、そちらの結果を加味しまして、その後、町としてどうするかっていうことを考えていきたいと思っております。

(「利活用計画が中止したことは分かってますよ」と呼ぶ者あり)

○農政課 (飯島) はい。そちらのほうは白紙となっておりますが、その後のことに関しましては請願書が提出されておまして、そちらの請願書の結果、そちらも加味して町のほうでどうしていくか、考えていくような形となっております。

○参加者 (C) いや、もちろんその住民の動きに基づいて議会の状況もあると思いますけども、行政としてどうするかって判断をやっぱりしてるんじゃないですか。

この施設について、まずはその辺の基本的なことがあって、いや一方、議会についても、住民からこういう動きがあって、議会はこういう判断をしたから、そういう中でどうするかって話なんだけど、行政として主体的に設備を、町の所有の設備をどうするかっていうのはやっぱり、今、この結果を受けてね、これに関して何か考えてるんですか。そういう質問です。

何もそれ考えてませんということであれば、そういう答弁してください。

○総務課 (中村) 農業政策課長が言ったとおりになってしまうんですが、こちらについては、請願の審査、継続審査となっておりますので、その結果を踏まえて、町は町で今現状考えております。

ただ、議会の結果を踏まえて、町の方向性については検討し、それで皆さんに報告する、そういうことで考えております。

今現在町として庁議とかそういうところでは検討は行っております。

ただ、請願が上がっておりまして議会のほうで、継続審査ということになっておりますので、議会のほうの結果を踏まえて、町もそれに沿った対応を検討していきたい、そのように今現状考えて、これからもいくつもりでおりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○参加者 (D) お疲れさまです。八幡台のDと申します。今、Cさんがおっしゃったように私は、私は見てるんですね。

撤去すればよろしいんじゃないですか。

庁舎もね、8億7000万円、あれだけかけてやって、何であれが撤去出来ないのっていうのは私の思いです。

そう思いませんか。皆さん。

あれが不安だから、皆さんが健康被害だとかそういう不安を取り除くのが行政でしょう。

今何だかんだやっても結果が出てるんじゃないですか。

ここでなんだかんだ言ってたって。撤去すればいいんじゃないですか。その費用を捻出、どういうふうに捻出するかはあなたがたの腕でしょう。

そうじゃありませんか。皆さんもそう考えてませんか。

我々税金払ってんですよ。

年金からだって出てるんですよ。

だから、もう結果が分かっているんだから、やるかやらないかでしょう。

行政はそのためにあるんだから。以上です。

○農政課（荒井） ほかがございますでしょうか。

○参加者（A） はい。先ほどのもえぎ野台に住んでる A です。

私は毎日 1 日中、あの近代化施設の屋根を見ています。

屋根が日に日に黒くなって、あれはどうなっていくんだろう。健康不安っていうようなことが心配だって皆さんおっしゃいますけれども、環境的に見てあんな汚い建物、他にありますか。って思うぐらいの建物です。

それで、外側の波板もどんどん崩れて屋根は黒く崩れて、そういうの毎日見てるんですよ。

もえぎ野台の人たちがね、あそこ田んぼの中に建っている建物ですのでね、田んぼのあぜ道を犬を連れて散歩したり、すごく皆さんは和めるような場所なんですよ。そこに忽然と異様な建物がある、それが現実なんですよね。

それで先ほどの話ですと、今回の検査は、事前調査だっておっしゃってましたよね。事前調査にしたから、数字、不検出っていうところもたくさんあるわけですよ。

不検出があるんだけれども、それが事前調査でなければもっとそれを、精密に調査、検査することができるわけですよ。

それで先ほど B さんがおっしゃってたように、石綿の中で非常に危険なアモサイトっていうのは大分含まれてますよね。

それについては分析はしてないので、これは石綿の分析をしないことには、その危険性について、ちょっとよく分からないっておっしゃってましたのでね。

もうそれだったら町はね、本当はこんなところにお金をかけたくなくて、解体にねお金をかけてほしいんですけどもね、そのアモサイトの怖さとか、やっぱり確認するために、きちんと検査していただきたいし、それから先ほど私申しました、屋根の汚さ、三つの建物の屋根がどんどんどんどん劣化してるんですよ。やっぱり屋根を検査してないっていうのは、先ほど B さんがおっしゃったように、非常にね、これおかしなことだと思います。

だからそういうことをする必要もあるんじゃないかというふうに思っています。

ですけどもはっきり言って、先ほどの方おっしゃったように、解体すべきじゃないかって、そっちにお金はね、本当はまわしてほしいです。

何かこの間の議会で、町長が 1 億円ぐらい解体にかかるのでねって言ってましたけど、ちょっとした知識のある方たちは、4000 万 5000 万くらいあればね、何とか解体はできるはずだって言ってますしね。

やはりその辺まで行政として、そのお金をどういうふうに捻出するかっていうところでね、頑張っていたきたいっていうふうに思っています。以上です。

○総務課（中村） 貴重なご意見ありがとうございました。

C さんそれから D さん、A さんの言ってくれた解体ですね、そちらのことは前回の議会のときにおいても、町長のほうから、解体もありきという言葉は出ておりますんで、先ほどから本当に、飯島課長も私も申し上げているとおり、議会に今、請願書が出ておりますので、その請願の結果は、次の議会において出ますので、それを踏まえて、3 人がおっしゃってくれたことになるように、町も考えておりますので、その辺御理解のほどよろしくお願いいたします。

○参加者（E） 立木の E といいます。

いろんな方の質問で、今後のホームページ見ないとまだ分からない部分がたくさんあるようなんですが、ちょっと今回は具体的にですね、調査された会社の方にいろいろと質問したいと思うんですが、一つはサンプルをいろいろ取られたところの、具体的などころ 4 か所、アスベストが検出されたということですけども、腰壁の部分が実際、例えば No.8 と、No.9 の境目がどこだか、実際にはこの図だと分かりませんね。

先ほどの質問の方にもあったんですが、実際この腰壁の厚さはどのくらいあって何㎡くらいの、その量がどれぐらいの、あるのかっていうのが、この中では書いてありません。

実際に解体なんかするときには、たくさん量が出てくるわけですので、具体的にどれぐらいの量があったのか、あとは具体的にサンプルのほうの仕方ですね、どれぐらいの量でサンプルを採ったのか。

その辺りをもうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○エバテック（中原） 申し訳ありませんが、どれぐらいの量があったっていうところ、ちょっとすみません私、実際そのサンプル採ってるっていうのではないので、現場に行った者に聞かないと分からないんで申し訳ありません。

それはちょっと、今はお答えできないっていうところで、サンプルに関しては、もう本当に 10 cm 角のものを、3 か所から採るということになっておりまして 3 か所分のサンプルを持って帰って分析してるという形になりま

す。

○エバテック（島田） そのあと分析ではもっと一つまみっていうかですね、顕微鏡でやっぱり測りますんで、その部分の一部を採るような形で、検体のほう作っています。

○参加者（E） ちょっと分かりかねますが、最低 10 cm角のサンプルを採らなきゃいけないとか、量的には、ゴルフボール以上をやんなきゃいけないとか、具体的にありますよね。

そういったようなものを具体的に取ってやったということによろしいですね。

○エバテック（中原） はい。

○参加者（E） 先ほども、ちょっと現場にいた方が、ここに出席されないということなんでわかんないところですけども、アスベストが検出された、その腰壁の部分と、すぐ隣の、そうじゃないところの、どこってというのが、この図だと分かりませんので、具体的に量的にどのくらいあるのかってというのが分からないと私たちはやっぱり、もっとあるんじゃないかとか、本当にたまたまサンプルを採ったところだけがそういうものなのか、そういうものってのはわかんないわけですよ。

ですからそういったその具体的なものを、ちゃんと調査報告として答えていただかないと、町のほうでも、そのあたり分からなくなってしまうと思います。

ですから具体的に何平米あるいはい何メーター、厚さがどのぐらい、それがあるか。そういったようなものをもっと細かく報告していただかないと、私たちはちょっと納得出来ないってところがあると思います。以上です。

（「さっきホームページで公開するって言ったよね」と呼ぶ者あり）

○参加者（F） 羽根野のFです。

一つ二つお聞きしたいんですが、実は事前調査というのは改修工事をやるための事前調査ということによろしいですか。

○農政課（荒井） この事前調査は、確かに解体とか改修のときに行う事前調査ではあるんですが、今現在はまだ改修、解体もまだ計画にはなっておりませんので、とりあえずどこにアスベストが入っているのか、特定するために行った検査でございます。

（なにか叫ぶ者あり）

○参加者（F） 改修だ解体だと言ってますけど、ずっとねこのままほっとくっちゃうわけじゃないでしょ。30年も50年も放っておくつもりですか。

○農政課（荒井） それも先ほど中村総務課長のほうもお答えしましたが、解体も視野に入れながら、議会の結果を待って検討していきたいと…

○参加者（F） 私が言いたいのは、先ほどの外で検査したところがありましたよね。

中じゃなくて、ここは異常は出てないと。

これ、いざ改修だ解体となれば、中を採らねばいかんでしょよ。

追加で検査してください。町に言います。

行政の方、当たり前でしょう。

何かねえ。外で、問題ないと聞きますとね、何か住民の方ね、「良かったな」と変にね、安心しちゃいますよ。そうじゃないでしょう。

だから事前検査なのかと聞いてるんですよ。

いずれやるとしたら、中も調査したほうがいいですよ。じゃあ聞きますけど、解体とか改修ってなったときはもう1回中も全部チェックしてくれますか検査、どちらかです。決めてください。

○エバテック（中原） すみません、お待たせいたしました。

こちらのちょっと、屋根のほうはやっておりますので、実際解体するときは屋根の調査をやって、あと含まれてるところは破碎しないように、取り除いた改修をすれば、一応解体できることになると思います。

○参加者（F） だからその、含まれてるかどうかなをね、もうちょっと、箇所を多くして確認をしてくださいって話ですよ。

なぜならば先ほど外でしたら問題なかったという言い方をされるからね。

解体、改修だったら、当然中の問題もあるでしょう。

そこ言ってんですよ。

最初あなた方そう言ったじゃないすか。

外でやった分はね外でやるのはね、何ですかね、粉じんが外部に飛んでいって問題があるかもしれんから外で測りましたと。

何となくすごく分かりやすいんです。

だけど、それでなんか問題なかったから、何か皆安心しちゃう。

そうじゃないでしょ。解体か改修というのは中が問題でしょ。

そこ言ってるんですよ。

あなた方そういう言い方されるから、ね。

外でやれば、それは、言い方はねえ、周りの人にどれだけ影響が出てくるかというのものもあるからちょっと外でやりたいって格好いいですよ。

しかし、解体だ改修となればそうはいかないでしょって。中やってください。

当然やるべきです。

それでね、あなた方が、何点か決めてますけど、どうやってそれをその場所を決められたか。

それすら何も説明ないですね。

我々素人に分かるようにせず、ねえ、ここの場所を選定しました。

ましてや、それに対して行政がもうちょっと増やしてくれとか、ここもやらないかんだらうとか、なぜ言わないんですか。

なぜ、業者任せなんですかね。

そういうことがあるから、住民はみんな心配してるんです。

いかがですか。教えてください。

○農政課（飯島） 今の御質問ですけれども、調査する箇所っていうのは、ちょっと私たちのほうで分からなかったもので、その事前調査っていうのをお願いして39か所やればいいという形になりましたので39か所の調査をいたしました。

外じゃなくて、中も測ったほうがいいんじゃないかっていうお話ですが、先ほど御説明あったかと思うんですけども、腰壁とかは粉じん性のレベルがⅢで、それが壊れなければ飛ばないっていうようなかたちで、さっきお話ありましたので、現在、そのあとを壊したり壊れたりはしておりませんので、ですから気中検査ということで外で測ったような形になっております。

○参加者（F） あのですね。じゃあ聞きますけど、町は壊れないという保証されるんですね。

そういうことですよ。今の言い方は。

○農政課（飯島） 壊れないという保証は…

○参加者（F） だったら検査しなさい。どちらかでしょうよ。逃げないでください。

住民の方が皆心配してるんですよ。そういうことじゃないですかね。

ねえ簡単に壊れないと言われますけれども、本当に壊れないですか。保証してください。

それであれば、検査しなくていいです。

だけど、保証出来なければ、やっぱり検査してください、当然でしょう。

別に考えることじゃないですよ。当たり前のこと言ってるだけです。

そうやってやるんでしたら、町が保証すればいいじゃないですか。

ちゃんと文書で出してください。こういうことで、中は検査する必要はないって。言い切ってください。

皆さんそう思いませんか。

ああ言えばこう、こう言えばこうじゃなくて。そうでしょうよ。理屈はいいにしても。

（「農政だけを責めてるわけじゃないんですよ。町の姿勢を問うてるんです」と呼ぶ者あり）

○農政課（蛭原） 農業政策課の私、蛭原と申します。

ちょっと認識、ちょっと皆さんと共有したいんですけど、皆さんが恐れてるもの、アスベストの健康被害だと思ってるんですけども、実際それにお応えというか、皆さんの心配にお応えする形で、石綿の事前調査も本来、別にそのまま置いといても、何も法律上問題ないものなんです。

ただアスベストが心配だというお気持ちにお応えする形で、今回、ちょっと、皆さんの被害が多くなってしまったので、それにお応えする形で、アスベストの調査をしましょうということで、今まで4月の説明会以降、やってきてるんですけども、実際検査して、こういう結果が出ましたっていうのを示したつもりではいるんですけど、結局皆さんこれから心配するのが、結局検査もやったけど、意味なかったでしょ、飛んでるわけないでしょ。てことだったと思うんですが、実際飛んでる飛んでないの証明っていうのは、ゼロっていう証明はエバテックさんも出来ないっていうことだったので、この9月11日に検査したところでは0.3以下って出てる。それでこれから先ちゃんとしろよっていうことなんですけど、これからアスベストが今現在が飛んでる飛んでないかの証明って建物を壊すとかっていうときにも検査、検査それやったんですけども、これから皆さんが恐れてるものっていうのはアスベストの健康被害だと思ってるんですけども、健康被害って将来のことになるんで、もしそれ健康被害、病院とかにいった検査した時には、この建物から吸い込んだっていうことであれば、補償問題になるかと思うんですけども、今の段階で、健康被害って出てますかね。

○参加者（F） あのですね、あなたはねえ、あなたは医師の資格があるんですか。

医師の資格があるんですか。

そうやって、はっきり物事を言っておりますけど。

○農政課（蛭原） それはもちろんないんですけども…

○参加者（F） だったら言えないでしょう。

被害があるかないか。ちゃんと資格を持った人が言うべきでしょう。

○農政課（蛭原） そしたらその資格を持った方に、実際に被害を訴えてもらわないと、我々もこれ以上の検査ってなかなか難しいのかなって思うんですが。

○参加者（F） 住民がこんな心配してても、それはもう…★★★だよと。

○農政課（蛭原） いやいいとは言っていないんですが、その心配のレベル、どれぐらいの心配されてるかっていうちょっと認識…

○参加者（F） みんな心配してます。

○農政課（蛭原） その心配っていうのが、例えば心配、具体的には…

○参加者（F） その心配をね、解消するのが行政じゃないですか。

○農政課（蛭原） そうすると解体してほしいというのが、解決策になりますかね。

○参加者（F） 私はそのほうがいいと思います。

（「今までのことがあるからそうなってんだっての」と呼ぶ者あり）

（「今日、何がしたかったのこの会は」と呼ぶ者あり）

○農政課（蛭原） 今日、この会はアスベストの飛散とアスベストの分析結果の説明になるんですけども、皆さんのちょっと心配心配っていう認識が我々と共有出来てないんで…

（「我々が利根町に騙されてるんじゃないかっていう心配ですよ」と呼ぶ者あり）

○農政課（蛭原） そうすると、本来この飛散してるのが住民の皆さん知らない間に吸い込んで健康被害を受けてるんじゃないかっていう、御心配ですかね。

（「健康被害だけじゃないの」と呼ぶ者あり）

（「住民からの請願書あなた一つも読んでないんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（35年間ほったらかしにしてたあの建物にいろいろな問題があったり色々な事実をあなたはまったく知ってない。行政担当者として勉強不足ですよ、何も知らないで」と呼ぶ者あり）

○農政課（荒井） すみません。蛭原のほうで、ちょっとすみませんでした。

ただ全ての要望に全部に応えるっていうのはさすがにちょっと難しい部分もあるので、ちょっと検討だけさせていただきます。すみません。今はそれしかちょっと申し上げられません。

申し訳ございません。

○参加者（F） もう一つですけど9月11日の検査されたと。先ほどその時点では問題はなさそうですね。確かにデータでそうなりますね。

だけど、以前はわかりませんと。過去も未来もわかりませんよ。

であれば、年に1回、必ず検査してください。それしかないでしょ。半年に1回ですか。

分からないであれば当たり前じゃないですか。

住民の健康守るためには、そうでしょう。

○総務課（中村） そちらにつきましても御意見として承りますので、そして先ほどから言ってるとおり、12月議会におきまして、請願結果の審議の結果が出ますので、それを踏まえて、町はその後に方向を検討します。その中に今のことも含めて、それで、もし解体するっていうことであれば、もう法律で決まってる、全部アスベストの検査、先ほどこちらの会社でやってもらったもののほかにも、屋根の部分の検査も全部これ必要な事項に入ってきますので、そちらで検査をしてもしあった場合には、その処理をしながら、解体という形になってきますので、それも含めまして、申し訳ないんですけど、議会の請願に関する結果が出ましたらそれを踏まえて町の方向性として、検討させていただく、その資料として貴重な意見としてお伺いさせていただきますので、御理解のほどお願いいたします。

○参加者（F） それじゃですね、最後にねお願いがあります。

議会の結論が出ますね。12月。

そのあとに説明会を再度開いてくださいね。もう今回と同じように約束してください。それが出来なければ逃げられる。

○農政課（飯島） そうしましたら、申しました通り方向性が決まりましたら説明会をさせていただきたいと思います。

○参加者（F） いつですか。年内ですか。決めてください。決められるでしょうあなた方お偉いさんなんだから。決めてください。

議会のほうは、これ決まっていますからね。いつ結論が出るか。あなた方の範疇でしょう、決めてください。逃げないでください。

そうしないといつになるか分かりませんよ。

本当に住民のことを思っていれば、ちゃんと説明できるでしょう。

○総務課（中村） ここで、正直即答は出来ない内容ですけども、ここに自治会長さんも、もえぎ野の自治会長さんもいらっしやいますので、議会の結果が出ましたらもえぎ野の自治会長さんに相談しまして、年内がいいのか、それとも新年になってから、12月か1月かだとは思いますが、その辺で決定して、ホームページ等でお知らせしたい、そう考えております。

○参加者（F） 少なくとも1月以内ですね

○総務課（中村） それはできると思います。

○参加者（F） それは約束してください。

○総務課（中村） はい。

○参加者（F） わかりました。皆さんそういうことです。

12月か1月にもう1回説明会やると、よろしいでしょうか。

○農政課（荒井） ほかに何かございますか。

○参加者（G） もえぎ野のGといいます。

アスベストの結果が出て、それについて行政のほうはどう考えてるのかっていうのは、全然おっしやってないんですね。結果が出ました。

分かりましたけども、この結果について、どう捉えているのか。どうしようとしてるのかっていうの聞いてないんですね、生の声を。さっき議会の話をしましたけど、議会に任せるのではなくて、やっぱ行政がこうやって懇談も開いてますし、町の意見も聞いていると思うんですね。

だから行政のほうから、議会に言っていただきたいんです本当は。

それで、結果について、どんなふう捉えて、どうしようとしてるのかっていうのを生の声をお聞きしたいんですよ。アスベストがあるから早く解体しなくちゃいけないと思ってるのか。

それとも、飛散の状況もあんまりないんだ。じゃあ何年も放っておいてもいいのか。

結果が出てから、1ヶ月くらい経ってますんでそういう話をしてるんじゃないんですか。

生の声を聞きたいんですけども、どうしようと思ってるのか。どう捉えてるんか、それをお聞きしたいと思います。以上です。

○農政課（飯島） はい。まずその気中の検査に、外で測った検査ですけども、今まで測ったことがなかったので本当に飛んでいたら大変だなと思っております、測っていただいたら、このような結果が出ましたので、まずその時点で飛んでなかったことは良かったかなと思いました。

あと施設の中のアスベストの件ですけども、結構39か所もありましたので、そちらのほうも、私たち申し訳ないんですけど素人なので、どのぐらいあるのかなというふうな形で思ひまして、4か所が出たということで、それも、腰壁といいますか、そういったものに、出たということを知りまして、あそこはもう少し壊れたりしたところもありますので、少しあの中に飛散した部分もあったのかなと。

周りの皆様にそういうふうにならんと、また検査もしていなかったのも御迷惑をおかけして、本当に申し訳なかった、そう思っております。

（「早期解体するとかしないとか、そういう話はしてないんですか」と呼ぶ者あり）

○農政課（荒井） 先ほど来、総務課長のほうからお話あったと思うんですけども、まず行政サイドのほうではいろいろ検討はもちろんしております。

ただ今回請願書出されて、もう12月で、もうあと1か月ちょっとの話なので、まずそれを結果を踏まえてですね、また検討してまいりたいと。

解体するところも視野に入れて検討するというので、ご理解願いたいと思います。

○参加者（H） フレッシュタウンのHです。

この今日の説明会がね、どういう趣旨でということが私はよく分からないんで参加したんですけど、問題があると思うのは長いこと、40年もほったらかしにしててね、今頃こんなこと言うのもおかしいんだけど、これだったらどうなの。結局ね、潰さないで駄目なんですよ。

その前提でね、仕事やったらもっとスッキリと早くできるんじゃないんですか。

潰す人にね、可能性があるから調査してくださいね、今やった調査資料いらないんですよ。

本当に町はもっとリーダーシップをとってやってもらいたいと思うんですよ。今、小学校の跡地の問題だってね、長いことダラダラやっててね。

私がいま、財政課長に聞こうと思ってるんですけど、今までね、やった年間の小学校もそうだけど、どれぐらい年間の維持費をね、使ってるのか。そういうの考えたらもう、すぐ問題解決するんじゃないですか。本当にね、議会だなんだってたら一回ししてね、困ってるのは住民ですよ。

いずれにしても私はこの問題についてはね、町長さんにもね、メール入れておきますから。

私のほうは以上です。

○農政課（荒井） ほかはいかがでしょうか。

○参加者（H） この皆さんの意見を、議事録として残るようになってますか。

○農政課（荒井） はい。議事録でも残そうと思っている…

○参加者（H） お願いします。是非。

○参加者（B） Bです。

同じ話したくないんだけど、さっきこちらの方のね、行政としてどう考えるかっていう回答で、農政課長は、アスベストは出たけども飛散してなかったんで良かったみたいな発言があったけど、もう2時間近くねこの話してて、何度も僕、くどいくらい、あの気中検査は9月11日、だけが飛散状態でなかったっていうだけの証明でしよっていう、何回も確認してるのにそういう認識だったっていうのがすごい残念なわけですよ。

まず、どういうことを住民が指摘してるのか。

ねえ、大気汚染防止法の法の精神がどういうことなのか、行政官なんだから勉強してくださいしっかりと。私、請願者の1人でもあるので、議会を出席させていただきました。

参考人としてね、そのとき報告させていただきました。

4月、5月の清掃作業で、法を犯してるんです利根町は。法律違反を犯してるんです。

その指摘も証拠づけで説明させていただきました。

法律すら守れないんだから、住民も守れないよね。

すなわち、行政側はあの施設は取り扱っちゃいけないってことですよ。

さっさと壊してください。この人たちの前から、あの施設をなくしてください。

それがあなた達の役割だと思います。

議会に通告すればいいんじゃない。行政として、そういう対応しますと言えば済むんじゃない。

相変わらず残したいっていう気持ちは議会中継で見ても分かるんですよ。

町長は、この施設を壊すのには1億ぐらいかかっちゃうからそんなすぐには出来ないんだよっていう答弁をします。

これ議会答弁でユーチューブで載ってますんで、皆さん見ることが出来ます。

先ほど総務課長は、解体ありきで考えてみますって言ったけど、多分町長の頭の中そうじゃないよね。

一億ぐらいかかっちゃいますんで、すぐ手当てできるもんじゃありませんって言ってます。

一億の根拠もわかんないんだけどね。

どうしてそういう一億っていう数字が出るのか。まあ農政課は解体したくない一心で1億ぐらいかかるんですよっていう報告を町長にしたのかもしれないですけどね。それはちょっと分かりません。

根拠もない数字を挙げて、いや、5月の説明会で、補助金を返さなきゃいけないから残さざるを得ないんだっていう散々そういう説明してて、それが不要ないって分かったら今度は解体に一億かかりますって。

そういうシナリオです。というのにどうしても僕ら思ってしまうんです。ていうふうな不信感があります。

まあ多分ここにいる人たちはみんな不信感があるからここにいるんでしょう。

先ほども議会じゃなくて、行政としてどうすべきかを言えというふうに、複数の方からありました。

いや、まあここで言えないんだったら言えないで、いいけども、我々は我々で今後追及させていただきますよ。

少なくともあなた方が法違反を犯している。

嚴重注意で済む話じゃない。法律にも罰則が書いてある。懲役刑もあるんですよ。あなた方が犯した法違反の中には。そういうことも踏まえてやっていただきたいんですね。今後。

○農政課（荒井） ほかに御意見ございますでしょうか。

ないようですので、これでアスベスト検査結果の説明会を終了とさせていただきます。

貴重なお時間ありがとうございました。

午後0時35分閉会